

岡山県臨床細胞学会会則

第1章 名 称

第 1 条 本会は岡山県臨床細胞学会と称する。

第2章 目的および事業

第 2 条 本会は岡山県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 総会および学術集会の開催
2. その他目的達成のため必要な事業

第 4 条 本会の事務局は岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 免疫病理に置く。

第3章 会 員

第 5 条 本会の会員は公益社団法人日本臨床細胞学会会員で、原則として岡山県に在住又は県内に勤務し、本会の目的に賛同するものとする。

第 6 条 事情により公益社団法人日本臨床細胞学会に加入できないが、岡山県臨床細胞学会に入会を希望する者は準会員とする。

第4章 役 員

第 7 条 本会に会長 1 名、幹事若干名および監事 2 名の役員を置く。

第 8 条 会長は幹事のなかから選出され総会で承認される。会長は本会を主宰しこれを代表する。

第 9 条 幹事および監事は会員のなかから選出され総会で承認される。

第 10 条 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第5章 会 議

第 11 条 総会および学術集会は原則として年 1 回開催する。総会の運営は会長が主宰する。総会では役員人選の承認、予算・決算の承認、会の活動計画等を出席者の過半数の賛意により決定する。

第 12 条 会長は随時必要に応じて役員会を召集する。

第6章 会 計

第13条 本会の経費は会費および寄付金を以て当て、事務局が管理運営する。決算は年度ごとに取りまとめられ、監事による監査を経て総会で承認される。

第7章 会 則 の 変 更

第14条 会則の変更は役員会で討議し、総会にて承認される。

細 則

- 1) 本会則は昭和56年10月25日から実施する。
- 2) 事業年度は4月1日～3月31日とし、会費は年間3,000円とする。
- 3) 会費納入の催促状を送付しても1年間会費未納の場合退会とみなす。
- 4) 退会希望者は退会希望年の前年度中に事務局へ連絡する。
- 5) 退会時に会費完納でなければ退会を認めない。
- 6) 入会希望者は事務局に申請し、会費を納付することにより会員として扱われる。
- 7) 会長は、当会の業務を円滑に運営し、会員に必要な情報を提供する目的に限定し、会員の個人情報を収集・利用する。この個人情報は本人の許可なく第三者に提供してはならない。ただし、日本臨床細胞学会およびその支部、岡山県細胞検査士会とは情報を共有できるものとする。

改定 昭和63年6月18日

改定 平成02年6月30日

改定 平成15年6月28日

改定 平成16年4月24日

改定 平成18年7月08日

改定 平成21年7月25日

改定 平成22年7月17日

改訂 平成25年7月6日

改訂 平成26年7月5日

改訂 平成28年7月9日

改訂 平成29年7月22日

改訂 令和元年7月13日

改訂 令和5年7月08日